

## 【研修施設新規・更新】認定に関する FAQ

**Q1** 細則第 10 章第 12 条に” X. 過去半年間の症例数と、そのうち重症 30 例の治療概略の一覧表” とあります。昨年 ICU を開設したばかりで、症例数は過去 4 ヶ月分となります。それでも申請可能でしょうか？

A1 過去半年間の症例数は必須です。半年間の症例を鑑みて、研修施設になりえると判断されましたら、ぜひ申請をお願いいたします。来年度の申請をお待ちしております。

**Q2** 専門医規則第 8 章 16 条では、「2.厚生労働省の特定集中治療室管理の施設基準（保険局長通知保発第 8 号、以下「厚生労働省施設基準」と略す）、またこれと同等以上の基準を満たしていること」とありますが、具体的な基準はありますか？

A2 「特定集中治療室管理料 1～4」「救命救急入院料 2・4」「小児特定集中治療室管理料」を指します。

**Q3** 専門医研修施設において、専門医が交代でシフト勤務することは専従といえますか？

A3 柱となる専門医の専従が必要です。そのため、シフト勤務は専従とはいえません。集中治療室専従医一人以上の体制の構築をお願いいたします。

**Q4** 集中治療専門医研修施設の基準を満たすための「専門医専従の定義」はなんですか？

A4 集中治療室専従医一人以上の体制構築をお願いしてきましたが、2018 年度より施設専従の定義を「週 4 日 32 時間以上、集中治療室で勤務すること」とし、それ以外の時間は定期的であっても集中治療室以外の業務を可とすることになりました。

※専門医新規申請に必要な「連続 12 週の専従」の定義は、「職員就業規則等において正規職員に定められた 32 時間以上の勤務時間のすべてを集中治療室で実質的に勤務している状態であること」とします。契約するすべての勤務時間を集中治療室

で勤務することが前提で、時短勤務や週 4 日勤務等の契約をする者については、週 32 時間以上の勤務をしていれば専従と認めます。